

新型コロナウイルスに関連する主な保証制度

保証制度名	申込期間	対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	保証料率
新型コロナウイルス感染症対応資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日	令和2年度新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を取得した、県内に事業所等を有する方	経営の安定に必要な事業資金	6,000万円	10年以内(据置5年以内)	年1.50～1.85% ※当初3年分の利子補給あり	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) ※保証料補助制度あり(注1)
セーフティネット資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	期限なし	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を取得した、県内に事業所等を有する方	運転資金	7,000万円	10年以内	年1.60～2.05%	0.30%
経済変動対策資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	期限なし	経済不況等(新型コロナウイルス感染症を含む)により影響を被り、その経営に支障を生じている方	運転資金	5,000万円	10年以内	年1.80～2.05%	0.30～0.85%

※なお、上記以外にも保証制度が多数ございますので、当協会窓口にご相談ください。

(注1)新型コロナウイルス感染症対応資金の保証料・金利の補助について

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主(小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
法人・個人(小規模以外)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

徳島県施策により売上高5%減の法人・個人(小規模以外)のお客様も当初3年間利子と保証料がゼロとな